

平成22年1月19日
消費者庁

「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の設置について

消費者庁では、警察庁、金融庁、経済産業省等の関係機関と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、貴金属や未公開株の取引等を利用するなど多様化・高度化した手口による詐欺的商法による消費者被害の防止を図るための対策を検討することとなりましたので、お知らせいたします。

1 趣旨

貴金属や未公開株の取引等を利用した多様化・高度化した手口による詐欺的商法による新たな消費者被害の事案が相次いで見られます。

このため、悪徳商法関係省庁連絡会議の中に、関係省庁等の課長クラスから構成される対策チーム（「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」）を設置し、消費者被害の発生・拡大の防止を図るための対策を検討します。

2 構成メンバー

消費者庁〔政策調整課、消費者情報課〕
警察庁〔生活安全局生活経済対策管理官、刑事局捜査第二課〕
金融庁〔総務企画局政策課〕
経済産業省〔商務情報政策局消費経済政策課〕
消費者委員会事務局（オブザーバー）
独立行政法人国民生活センター（オブザーバー）
東京都（オブザーバー）

3 検討課題

- ① これまでの手口などの実態の調査・分析
- ② 現行制度との関係での課題の抽出
- ③ 問題解決や回避に資する方策のあり方の検討と実施

4 今後のスケジュール等

第1回会合を、1月22日（金）に開催し、関係者等から現状を聴取する予定です。その後は、随時開催します。

なお、会議の性質上、議事、資料等は非公開とさせていただきます。

＜お問い合わせ先＞
消費者庁 政策調整課
担当者：山下、岡本、田沢
電話：03-3507-9187（直通）